



# 少年非行のあらまし



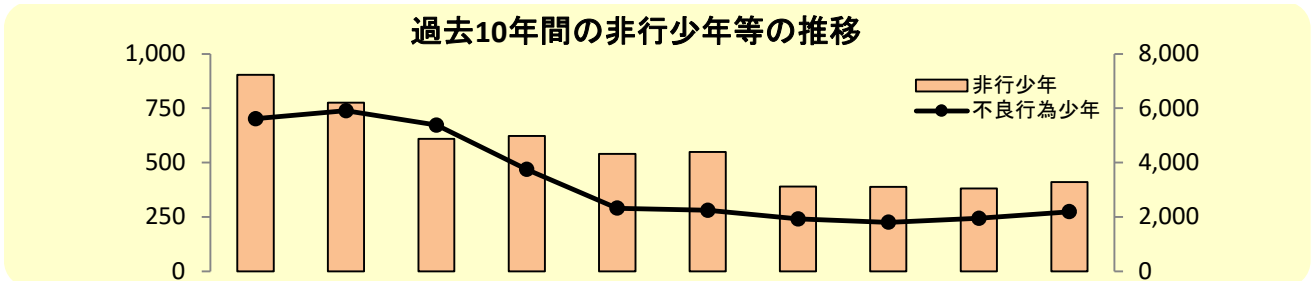
## 滋賀県の少年非行情勢

滋賀県では、過去10年間における非行少年・不良行為少年の検挙・補導人員は減少傾向にありましたが、令和4年中、検挙・補導した少年（交通法犯を除く）は2,602人で、前年に比べ272人（約12%）の増加となりました

非行少年の類型別では、刑法犯少年にあつては、犯罪少年が増加、触法少年が減少し、特別法犯少年にあつては、犯罪少年・触法少年ともに増加しました。

また、不良行為少年の補導人員は2,192人で、前年に比べて242人（約12%）増加しました。

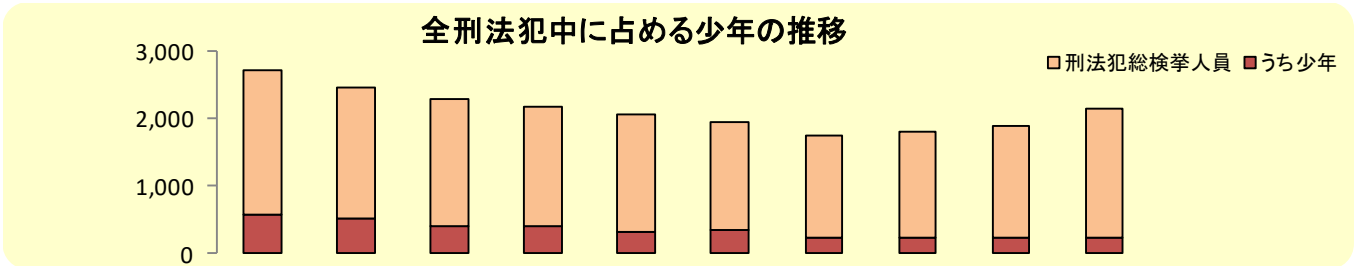
**Check!** 不良行為少年が大幅に増加!



区分	年次	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	前年比	
													人
非 行 少 年	刑法犯少年	858	712	562	571	487	501	336	336	346	355	9	2.6%
	犯罪少年	587	534	412	396	326	359	232	236	227	249	22	9.7%
	触法少年	271	178	150	175	161	142	104	100	119	106	-13	-10.9%
	特別法犯少年	39	60	44	50	53	48	53	48	33	54	21	63.6%
	犯罪少年	29	53	31	38	42	39	45	44	30	43	13	43.3%
	触法少年	10	7	13	12	11	9	8	4	3	11	8	266.7%
小 計		904	776	609	623	540	549	390	388	380	410	30	7.9%
不良行為少年		5,620	5,915	5,385	3,751	2,325	2,245	1,926	1,805	1,950	2,192	242	12.4%
合 計		6,524	6,691	5,994	4,374	2,865	2,794	2,316	2,193	2,330	2,602	272	11.7%

(人)

令和4年中、刑法犯による犯罪少年の検挙は249人（前年対比+22人）で、成人を含めた総検挙人員（2,146人）の約12%を占め、前年の割合とほぼ同じでした。



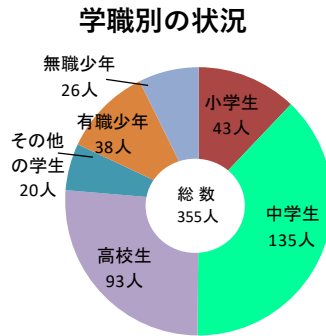
区分	年次	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	前年比	
													増減
刑法犯総検挙人員		2,128	1,918	1,874	1,776	1,734	1,595	1,504	1,571	1,666	1,897	231	13.9%
うち少年		587	534	412	396	326	359	232	236	227	249	22	9.7%
少年の占める割合		21.6%	21.8%	18.0%	18.2%	15.8%	18.4%	13.4%	13.1%	13.6%	13.1%	-0.5%	-13.6%

(人)



# 刑法犯少年の状況

区分	年次	総数	中学生	高校生	中・高生が占める割合	前年比
凶悪犯	R3年	2	2		100.0%	7
	R4年	9	2	6	88.9%	
粗暴犯	R3年	82	45	15	73.2%	0
	R4年	82	34	14	58.5%	
窃盗犯	R3年	183	64	44	59.0%	16
	R4年	199	83	46	64.8%	
知能犯	R3年	10	3	2	50.0%	2
	R4年	12	3	6	75.0%	
風俗犯	R3年	5	1		20.0%	6
	R4年	11		8	72.7%	
その他	R3年	64	37	11	75.0%	-22
	R4年	42	13	13	61.9%	
計	R3年	346	152	72	64.7%	9
	R4年	355	135	93	64.2%	



## 窃盗犯における中・高生の状況

区分	中学生	高校生
総数	83	46
侵入窃盗	2	1
乗り物盗	24	17
自動車盗		
オートバイ盗	12	3
自転車盗	12	14
非侵入窃盗	57	28
万引き	39	18
その他	18	10

Check! 中学生と高校生が全体の約6割!

(包括罪種)  
 凶悪犯: 殺人、強盗、強制性交等、放火  
 粗暴犯: 凶器準備集合、傷害、暴行、恐喝、脅迫  
 知能犯: 詐欺、横領、偽造等  
 風俗犯: 賭博、わいせつ  
 その他: 器物損壊、住居侵入等上記以外の材種

刑法犯少年を包括罪種別にみると、凶悪犯と風俗犯が増加しているなど、その他の罪種以外は全て増加しました。

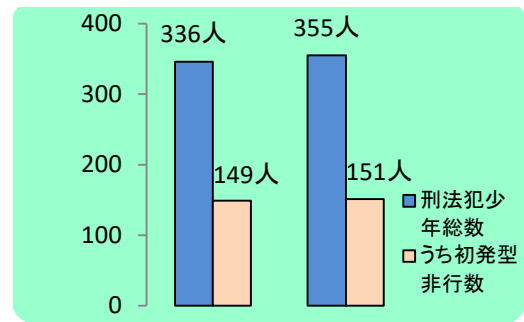
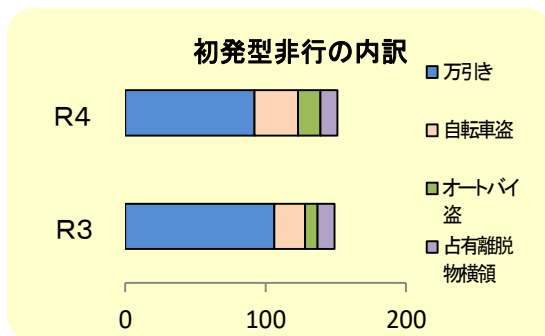
風俗犯は、犯罪少年が9人、触法少年が2人で前年に比べて前年に比べて6人(120%)の増加となり、窃盗犯は、万引きが多数を占めています。

また、学職別では、中学生と高校生が合わせて228人で全体の約64%を占めています。



# 初発型非行の状況

## 刑法犯少年総数における初発型非行の割合



区分	年次	R3年	R4年	前年比	
				人	率
万引き		106	92	-14	-13.2%
自転車盗		22	31	9	40.9%
オートバイ盗		9	16	7	77.8%
占有離脱物横領		12	12	0	0.0%
計		149	151	2	1.3%

区分	年次	R3年	R4年	前年比	
				数	率
刑法犯少年総数		346	355	9	2.6%
うち初発型非行数		149	151	2	1.3%
初発型非行の占める率(%)		43.1%	42.5%	-0.6%	-

Check! 乗り物盗が増加!

Check! 刑法犯少年の約4割が初発型非行での検挙!

万引き、自転車盗、オートバイ盗、占有離脱物横領の初発型非行で検挙・補導した少年は151人で、前年に比べて2人増加しました。オートバイ盗が16人で、前年の9人から7人増加したほか、自転車盗も31人で、前年の22人から9人増加しているなど、乗り物盗が増加しています。

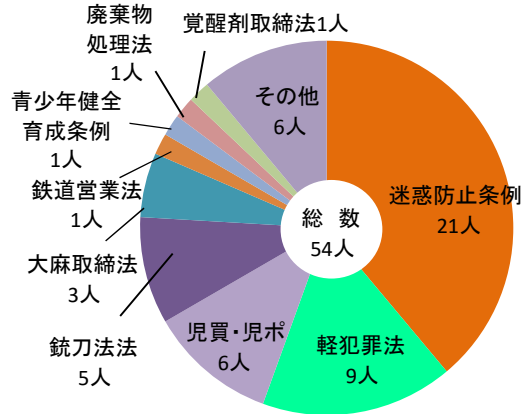
また、刑法犯少年総数に占める初発型非行の割合は42.5%と、4割以上を占めています。



# 特別法犯少年の状況

### 特別法犯少年の法令別状況

区分	年次		前年比	
	R3年	R4年	数	率
銃刀法	1	5	4	400.0%
迷惑防止条例	5	21	16	320.0%
鉄道営業法	2	1	-1	-50.0%
軽犯罪法	7	9	2	28.6%
児童・児ポ法	6	6	0	0.0%
覚醒剤取締法		1	1	-
大麻取締法	6	3	-3	-50.0%
廃棄物処理法	2	1	-1	-50.0%
青少年健全育成条例		1	1	-
その他	4	6	2	50.0%
計	33	54	21	63.6%

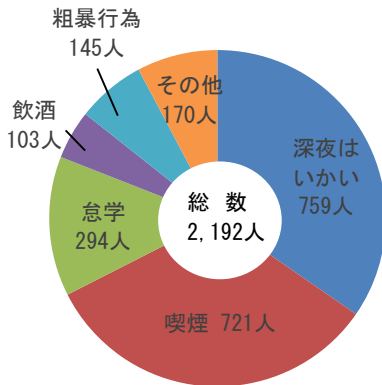


特別法犯少年を法令別にみると、痴漢等の迷惑防止条例が21人（犯罪少年16人、触法少年5人）と前年に比べて16人の増加となり、全体の約4割を占めています。



# 不良行為少年の状況

### 行為別補導状況



区分	年次		前年比	
	R3年	R4年	人	率
深夜はいかい	796	759	-37	-4.6%
喫煙	581	721	140	24.1%
怠学	152	294	142	93.4%
飲酒	104	103	-1	-1.0%
粗暴行為	103	145	42	40.8%
その他	214	170	-44	-20.6%
計	1950	2192	242	12.4%

不良行為で補導された少年は2,192人で、前年に比べ242人の増加となりました。主な行為としては深夜はいかいが759人で全体の約35%を占め、続いて喫煙の721人（約33%）、怠学の294人（13%）などとなっています。



# 少年の福祉を害する犯罪等の状況

検挙した福祉犯は69件47人で、前年に比べ検挙件数は10件増加し、検挙人員は1人減少しました。

罪種別では児童買春・児童ポルノ禁止法違反が最も多く、違反内容は、児童ポルノの所持、製造、児童買春等となっています。次に多いのが県青少年健全育成条例違反で、違反内容は、いん行、わいせつ行為、深夜連れ出し等となっています。

また、福祉犯の被害者となった少年は42人で、前年に比べ10人増加しました。

被疑者と被害少年の出会いのきっかけは、スマートフォン等を利用して、SNS等で情報を交換するものがほとんどでした。

**Check! 中学生・高校生の被害者が増加!**

区分	罪種	令和3年		総数	令和3年	増減数
		検挙件数	被害少年(人)			
	県健全育成条例	22	14	69	61	8
	児童買春・児童ポルノ禁止法	46	1	42	32	10
	覚醒剤取締法	1	1	1	1	0
	その他	0	0	0	0	0
	未就学					
	小学生		3	3	1	2
	中学生	15	7	22	9	13
	高校生	11	3	14	20	-6
	その他学生					
	有職少年			1	1	0
	無職少年	1	1	2	1	1

福祉犯～少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪

※被害少年数は、統計上、主たる被害しか計上されないため、検挙件数と被害少年の人数は相違します。



## SNSの利用をきっかけとして犯罪被害にあう子供が多数！

ネット上の見知らぬ人とSNSでやりとりをし、脅されたり、騙されたりして児童ポルノや児童買春などの犯罪被害にあう18歳未満の子供の数は高い水準で推移しています。

警察では、SNS上で性被害につながるおそれがある不適切な投稿をサイバーパトロールにより発見し、メッセージを投稿して注意喚起を行う取組を推進しています。

### SNSの危険性

SNSを利用する人の中には、性的な目的で子供を狙う犯人が潜んでいます。犯人は、子供の理解者のふりをしたり、相談相手になったりして近づいてきます。また、プロフィールに嘘の性別や年齢等を使うことやなりすまし等、犯人は手の込んだ手口を使うことが多くなっています。

## ～SNS利用による犯罪被害から子供たちを守るために～

◎SNSで知り合った相手と不用意に会わない。

- ・ SNS上では簡単に他人になりすますことができます。軽に信じてはいけません。

◎SNSの公開範囲を適切に設定する。

- ・ 投稿した写真から撮影場所が特定されてしまいます。関係ない人から見られないようSNSの公開範囲は適切に設定しましょう。

◎下着姿や裸の写真は絶対に撮らない、送らない。

- ・ 人に見られては困る写真をネット上にあげることは危険です。

◎スマートフォン等には必ずフィルタリングを設定する。

- ・ 子供が使用するスマートフォン等のインターネット接続機器には、必ずフィルタリングを設定し、適切に利用しましょう。

**Check!** 犯罪被害防止にフィルタリングが有効です！

### フィルタリングとは？

インターネット上の有害情報の遮断、携帯電話使用時間の制限などができる機能で、保護者による管理が可能となっています。携帯電話から設定できるほか、販売店などでも説明が受けられます。



**フィルタリングは子供の年齢・発達に応じた設定変更が必要です。**



## 少年サポートセンターの活動

少年サポートセンターでは、「非行や不良行為を繰り返す少年」や「犯罪の被害に遭い心に傷を負った少年」に対して、専門的な見地から継続的に関わることによって立ち直りの支援を行っています。

少年に対する面接や保護者に対する助言に加え、関係機関とも連携しながら環境調整を行うことで、少年の問題行動の改善や社会への適応を図る支援を行います。

少年の立ち直り支援、その他少年に関することは、少年サポートセンターにご相談ください。

### 大津少年サポートセンター

所在地：大津市打出浜1-10 滋賀県警察本部北棟 1階  
電話：077-521-5735（直通）

### 米原少年サポートセンター

所在地：米原市米原1092 米原警察署内  
電話：0749-52-0114（直通）

この資料で使っている用語は次のとおりです。

- 1 犯罪少年……14歳以上20歳未満の罪を犯した少年(交通法犯を除く)
- 2 触法少年……14歳未満の刑罰法令に触れる行為をした少年(交通法犯を除く)
- 3 ぐ犯少年……その性格・行状等から判断して、将来何らかの罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年
- 4 非行少年……上記「犯罪少年」「触法少年」「ぐ犯少年」を総称している
- 5 不良行為少年……非行少年には該当しないが、飲酒・喫煙・深夜はいかいかいその他自己又は他人の特性を害する行為をしている少年
- 6 刑法犯少年……刑法に定める行為をした犯罪少年及び触法少年(交通法犯を除く)
- 7 特別法犯少年……覚醒剤取締法・軽犯罪法等の特別法令に違反する行為をした犯罪少年及び触法少年(交通法犯を除く)
- 8 初発型非行……万引き・自転車盗・オートバイ盗・占有離脱物横領の非行